報告第１０号

市長の専決処分事項報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告します。

令和元年６月７日提出

佐野市長　岡　部　正　英

専決第４号

損害賠償の額の決定及び和解について

平成３０年１２月１３日に佐野市栃本町２４２９番１地先で発生した車両損傷事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分します。

平成３１年３月２８日

佐野市長　岡　部　正　英

１　損害賠償額　　１７０，６５１円

２　和解内容

前項に定める損害賠償金を車両修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議、請求の申立てをしない。

３　相手方の住所及び氏名

[redacted]

専決第４号参考資料

事故の概要
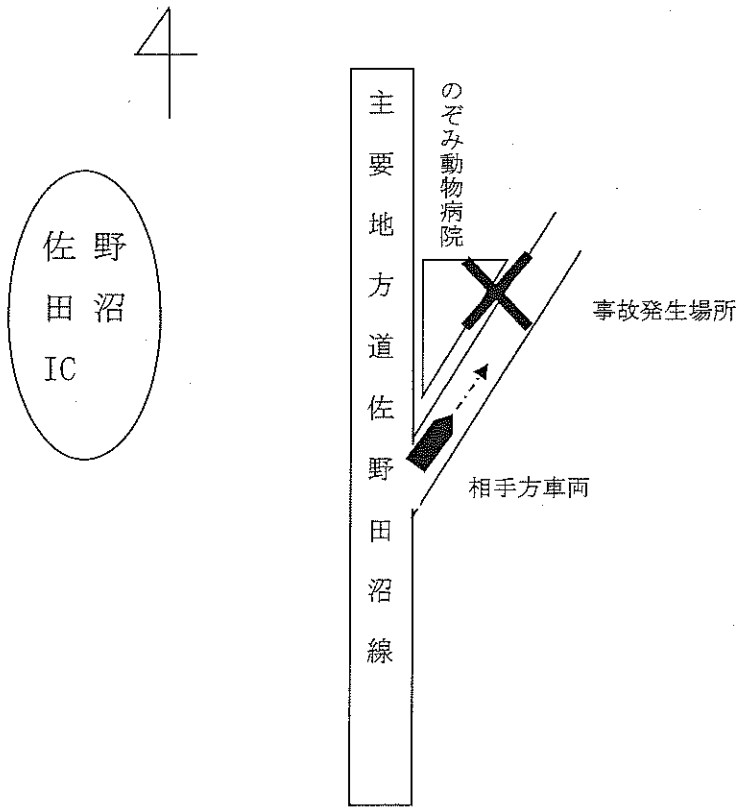
１　事故の種類	車両損傷事故
２　発生の日時及び場所	日時　平成３０年１２月１３日(木)　午前７時４５分頃 場所　佐野市栃本町２４２９番１地先
３　発生時の状況	相手方車両が市道３０６８号線を走行中、側溝の上を通過した際、グレーチングが跳ね上がり、車両左前方バンパー下部を損傷した。
４　相　手　方	住所 [redacted] 氏名 [redacted]
５　損害の内容及び額	車両修繕費　１７０，６５１円
６　和　解　日	平成３１年３月２８日
７　略　図